

評 価 要 領 (案)

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「法」という。）附則第 19 条第 1 項の規定により、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に承継される資産及び負債の価額の評価は、下記により実施するものとする。

記

1 評価の対象

評価の対象は、法附則第 19 条第 1 項の規定により、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行から公庫に承継される資産及び負債（以下「承継財産」という。）の価額とする。ただし、承継される物品のうち、承継時における貸借対照表の資産の部に計上することを要しないものを除く。

2 評価の方法

承継財産の価額の評価は、法附則第 19 条第 2 項の規定により、平成 20 年 10 月 1 日現在における時価を基準として行うものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でない認めるときは、時価によらずに評価するものとする。

具体的な評価の方法は、別添のとおりとする。

3 評価額の決定

承継財産の評価額の決定は、4 により作成された評価調書に基づき、法附則第 19 条第 1 項の規定に基づき、評価委員が行うものとする。

4 評価調書は、財務省大臣官房政策金融課、厚生労働省健康局生活衛生課、農林水産省経営局金融調整課及び中小企業庁事業環境部金融課において作成するものとする。

資産・負債の評価方法（案）

【資産の評価方法】

科 目	評 価 方 法	根 拠
現金預け金	・取得原価（簿価、有り高）により評価	・「企業会計原則」第三貸借対照表原則5
買現先勘定	・債権金額をもって評価	・「金融商品に関する会計基準」IV
有価証券		
満期保有目的の債券	<ul style="list-style-type: none"> ・移動平均法による償却原価法（定額法）により評価 ・減損処理を行っている場合は、当該減損損失額を控除した後の価額をもって評価 	・「金融商品に関する会計基準」IV
関連会社株式	<ul style="list-style-type: none"> ・移動平均法による原価法により評価 ・減損処理を行っている場合は、当該減損損失額を控除した後の価額をもって評価 	・「金融商品に関する会計基準」IV

<p>その他有価証券</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時価が把握できるものは時価により評価 ・時価が把握できないものは移動平均法による原価法又は償却原価法により評価 ・減損処理を行っている場合は、当該減損損失額を控除した後の価額をもって評価 ・「金融商品会計に関する実務指針」第132項に規定された「組合等」への出資については、その契約内容の実態等を考慮のうえ、次のいずれかでもって評価 <ul style="list-style-type: none"> ①組合等の事業年度に係る財務諸表及び中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の純資産額のうち出資者持分相当額を純額で計上 ②組合等の事業年度に係る財務諸表及び中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、財務諸表項目を出資者持分割合に応じて計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融商品に関する会計基準」Ⅳ
<p>貸出金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価額（貸出金の債権金額）により評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融商品に関する会計基準」Ⅳ
<p>前払費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な期間按分計算を実施した価額をもって評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業会計原則注解」注5

未収収益	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な期間按分計算を実施した価額をもって評価 ・ただし、未収貸付金利息については金融庁作成「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下「金融検査マニュアル」という。）に準じた債務者区分、債権分類に基づき破綻懸念先以下に該当する債権にかかる未収利息を控除 	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業会計原則注解」注5 ・「金融商品に関する会計基準」IV ・「金融検査マニュアル」
金融派生商品	<ul style="list-style-type: none"> ・デリバティブ取引は、時価により評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融商品に関する会計基準」IV
繰延ヘッジ損益	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッジ会計を適用する金融派生商品について計算された繰延ヘッジ損益の借方金額をもって評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融商品に関する会計基準」VI ・「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」
代理店貸	<ul style="list-style-type: none"> ・取得原価（簿価）により評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業会計原則」第三貸借対照表原則5
仮払金	<ul style="list-style-type: none"> ・取得原価（簿価）により評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業会計原則」第三貸借対照表原則5 ・「金融商品に関する会計基準」IV
その他の資産 （敷金・保証金・ その他出資等）	<ul style="list-style-type: none"> ・取得原価（簿価）により評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業会計原則」第三貸借対照表原則5 ・「金融商品に関する会計基準」IV
有形固定資産		
建物、建物付属 設備、構築物	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定士による鑑定評価額により評価 ・ただし、当該価額が10万円以上のものを計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・「株式会社日本政策金融公庫法」附則第19条第2項に基づく時価評価

土地	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定士による鑑定評価額により評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・「株式会社日本政策金融公庫法」附則第19条第2項に基づく時価評価
建設仮勘定	<ul style="list-style-type: none"> ・取得原価（簿価）により評価 ・減損処理を行っている場合は、当該減損損失額を控除した後の価額をもって評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業会計原則」第三貸借対照表原則5 ・「固定資産の減損に係る会計基準」
動産	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却後の価額（簿価）により評価 ・減損処理を行っている場合は、当該減損損失額を控除した後の価額をもって評価 ・ただし、当該価額が10万円以上のものを計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業会計原則」第三貸借対照表原則5 ・「固定資産の減損に係る会計基準」
無形固定資産		
ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ・減価償却後の価額（簿価）により評価 ・減損処理を行っている場合は、当該減損損失額を控除した後の価額をもって評価 ・ただし、当該価額が10万円以上のものを計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究開発費等に係る会計基準」 ・「固定資産の減損に係る会計基準」
借地権	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定士による鑑定評価額により評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・「株式会社日本政策金融公庫法」附則第19条第2項に基づく時価評価
支払承諾見返	<ul style="list-style-type: none"> ・債務保証の額により評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融商品に関する会計基準」IV

貸倒引当金	<ul style="list-style-type: none"> ・貸倒引当金については、金融庁作成の「金融検査マニュアル」に準拠して、自己査定の結果に基づき算定した貸倒見積高をもって評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融検査マニュアル」
-------	---	--

【負債の評価方法】

科 目	評 価 方 法	根 拠
借入金	・ 債務額（簿価）により評価	・ 「金融商品に関する会計基準」IV
社債	・ 債務額（簿価）により評価 ・ 額面金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づき評価	・ 「金融商品に関する会計基準」IV
寄託金	・ 債務額（簿価）により評価	・ 「金融商品に関する会計基準」IV
保険契約準備金	・ 責任準備金及び支払準備金の合計額をもって評価 ただし、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加保険契約準備金を加えた額により評価	・ 「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」等
未払費用	・ 適正な期間按分計算を実施した価額をもって評価	・ 「企業会計原則注解」注5
前受収益	・ 適正な期間按分計算を実施した価額をもって評価	・ 「企業会計原則注解」注5
金融派生商品	・ デリバティブ取引は、時価により評価	・ 「金融商品に関する会計基準」IV
繰延ヘッジ損益	・ ヘッジ会計を適用する金融派生商品について計算された繰延ヘッジ損益の貸方金額をもって評価	・ 「金融商品に関する会計基準」IV ・ 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」
未経過保証料	・ 適正な期間按分計算を実施した価額で評価	・ 「企業会計原則注解」注5

仮受金	・ 債務額（簿価）により評価	・ 「金融商品に関する会計基準」Ⅳ
受託金	・ 債務額（簿価）により評価	・ 「金融商品に関する会計基準」Ⅳ
未払金	・ 既に提供を受けた役務等で未払いとなっている額をもって評価	・ 「企業会計原則」第二損益計算書原則 1
賞与引当金	・ 新機関で支給する賞与支給見込額のうち、旧機関の最終事業年度の負担額をもって評価	・ 「企業会計原則注解」注 18
退職給付引当金	・ 承継時における退職給付債務から年金資産を控除した額をもって評価	・ 「退職給付に係る会計基準」
支払承諾	・ 債務保証の額をもって評価	・ 「金融商品に関する会計基準」Ⅳ

(注) 1 外貨建金銭債権債務については「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、旧機関の最終事業年度の期末日時点の為替相場で円換算をもって評価する。

2 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額している。